



▶ 紋左旅館での報告集会

# 横浜事件

## 再審裁判を 支援する会

### 富山・泊「横浜事件・端緒の地」で報告集会 5.8東京・水道橋で「報告集会」 裁判は今、刑事補償の決定待ち

## No.68

2009.9.15

(事務局)  
〒101-0064  
東京都千代田区  
猿楽町1-4-8  
松村ビル401  
TEL03-3291-8066  
FAX03-3291-8066

▼現在の裁判の進行状況は、すでにお知らせしたように、今年3月30日の横浜地裁の再審公判において「免訴」が確定した後、同じ横浜地裁へ「刑事補償」請求を行ったところです。

判決の「主文」は免訴でしたが、本体の「判決理由」を読むと、「法的な障害」さえなければ、無罪の判定を下すという「実質無罪」の判断が示されていました。

▼しかも判決には、このあと戦時下の長期間の拘禁に対する刑事補償の請求が出されれば、それに応えることによって、「無罪」を明らかにすることが出来るということが示唆されていました。

そこで4月30日、横浜地裁の同じ大島裁判長の下へ、刑事補償法による補償請求を行いました

(追って5月29日、第三次請求の方でも同様の補償請求を行った)。  
▼請求は次のような刑事補償法第25条にもとづくものです。

「…もし免訴の裁判をすべき事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるときは、国に対して、抑留もしくは拘禁による補償：を請求することが出来る」

まさにこの横浜事件再審裁判のために書かれた条文のようです。  
▼こうした状況を前に、支援する会と弁護士は、さる5月8日、東京・水道橋駅近くの全水道会館で再審公判判決の「報告集会」を行い、つづいて7月4日、細川嘉六先生の郷里であり横浜事件「端緒の地」である富山県泊(現朝日町)でも「報告集会」を行いました。これには東京から、弁護士を含め19名が参加しました。

二つの集会の様子と大川、佐藤先生の講演要旨はこの会報に掲載しましたのでどうぞ一読ください。  
(U)

## 5月8日、東京で報告集会

### 刑事補償請求で「無罪」確定へ!!

▼3月30日の横浜地裁での「免訴」

判決を受けて、判決内容の詳しい報告と今後のたたかひの方針を提起する「報告集会」が、5月8日、全水道会館で行われました。

開会挨拶で「支援する会」の橋本進さんは、4月30日に刑事補償法にもとづく請求を行ったことを紹介し、この請求のなかで「無罪」を確定させたいとのべました。

▼次いで、第一次再審裁判から弁護活動に携わっている大川隆司弁護団長が「再審裁判23年を通じて問うてきたこと」と題して講演しました。大川弁護士は、「治安維持法の時代（1925～1945年）とはどんな時代だったか?」「弾圧の集大成としての横浜事件」「再審開始までの長い道のり」を語り、「無罪の判決をうけるべき十分な事由あり」の司法判断を引き出した意義を強調し、再審裁判

の到達点を語りました。

▼また、主任弁護人の佐藤博史弁護士は「今回の再審判決の意味と司法の現在」と題して講演。佐藤弁護士は判決文にそって詳しく解説しました。そして、主文は「免訴」だが、判決文では、「泊会議が虚構であること」、口述書の証拠から「拷問によつてやむなく虚偽の告白をして手記を作成したり」「尋問調書に署名指印したり

することなどを余儀なくされ」たものであり治安維持法違反に該当しないと認定、「法的な障害がなければ、再審公判において直ちに実体判断をすることが可能な状態にある」、刑事補償法にもとづく請求がなされれば「被告人の名誉回復を図ることができる」、と裁判所みずから言及した意義を強調し、「無罪」判決の可能性に触れ、刑事補償の請求を行った経緯を報

告しました。

▼その後、請求人の小野新一、齋藤信子さんが、これまでの裁判支援に感謝するとともに、今後のたたかひへのいつそうの支援を訴え、会場からは激励の拍手が送られました。また、第三次再審の申立人・小林佳一郎さんが第四次と同様、刑事補償法にもとづく請求を準備していると発言しました。さらに会場からは、横浜事件は検察・裁判所を含む司法の責任が問われており、「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」が求める「国

の謝罪と国家賠償」の実現という視点の重要性を指摘する発言もありました。

▼なお集会では、2月17日の再審公判で証拠として上映された映画「証言（言論弾圧・横浜事件）」（橋祐典監督、1988年）がビデオ上映され、生々しい証言に、横浜事件がいかに凄惨な拷問によつて作り上げられた言論弾圧事件であったかを再確認することになりました。

この集会には、連休明けにもかかわらず68名が参加しました。

## 7月4日、富山・泊で報告集会

### 細川先生の墓前に報告

▼7月4・5日、細川嘉六先生の故郷である富山県泊（現朝日町）で「横浜事件再審裁判報告（富山）集会」および墓前報告会が行われました。

▼横浜事件は、1942年の7月5日、泊の旅館「紋左」の庭で撮つ

た1枚の写真からフレームアップされましたが、それから67年後の同日、集会は行われました。

まず私たちを迎えてくれたのは旅館前に建てられた「泊・横浜事件端緒の地」の碑でした。この碑は、昨年5月、地元の国賠同盟な



▲細川先生の墓前に報告する佐藤弁護士。自然石の墓は細川先生が生前に準備されたものという。

## 講演要旨

# 横浜事件の実相と再審裁判の意義

第四次再審請求弁護団団長

大川隆司

### 『希代の悪法』 治安維持法

治安維持法は1925年成立か

ら45年の廃止まで20年間の生命でした。この短い期間に、大恐慌、満州事変、日中戦争、太平洋戦争

ど諸団体の尽力で建立されたものです。

集会場の大広間の壇上には発端となった写真が掲げられ、地元富山、東京をはじめ各地から86名の方が参加し、NHK、北日本放送などマスコミ各社が大勢つめかけました。

▼富山国民救援会事務局長・小森修さんの司会で始まった集会は、冒頭、碑の建立委員会会長の古川松男さんが開会挨拶。次いで大川弁護士が「横浜事件の実相と再審裁判

の意義」、佐藤弁護士が「第四次再審裁判から刑事補償へ」と題して講演されました。その後、活発な質疑応答・意見交流が行われました。また集会では東京と同様、映画「証言(言論弾圧・横浜事件)」がビデオ上映され、小野新一さんが挨拶し、弁護団の横山・米澤・谷村弁護士が紹介されました。

▼集会には、佐藤弁護士が足利事件の弁護人を務めていることもあり、無期懲役確定後にDNA鑑定が覆されて釈放された菅家利和さんも参加しました。菅家さんは「冤罪」という点での横浜事件との共通性を語り、その不当性をただすため最後までたたかうことを表明

と激動が続いたが、治安維持法は戦争と関連して猛威をふるい二度の大改悪がされた。

一回目は1928年、有名な三・二五事件の年、国体変革、つまり天皇制打倒と私有財産否認の結社加入の罪のうち、①前者の懲役10年を死刑にし、②「目的遂行

しました。

▼夕方から行なわれた交流会の途中、午後7時のNHK全国ニュースで集会の様子が報じられたとの連絡が入りました。その後、地元ニューズ番組でも詳しく報じられ、翌日の新聞各紙も大きく取り上げました。

▼翌5日、細川先生の墓前で集会が行われ、大川・佐藤弁護士、小野さんらが、細川先生に語りかけるように再審裁判の判決を報告しました。

最後に、紋左旅館の碑の前で参加者全員で記念撮影し、今後の奮闘を誓いあつて散会しました。

(事務局・佐藤俊広記)

罪」を新設した。結社の目的遂行の「ためにする」行為も罰する、つまり結社に加入しなくても結社を支援したとみなせば罰し得るという恐るべき条項です。

二回目は1941年、太平洋戦争開始の年。処罰対象をさらに拡大した。①従来の国体変革の結社



▲ 7.4 報告集会で講演する大川弁護士

加入、支援のほか個人の宣伝活動も対象とした。②国体「変革」ではなく、否認も処罰した。宗教弾圧も苛烈になった。というのは天皇の上には神がいる等の考えは許せないから。朝鮮人の独立運動もこの法律で弾圧した。独立は天皇の領土を失わせる、すなわち天皇制の否認という論理です。

■裁判所が治安維持法の  
猛威を助長した

1928年の改悪を受けて、大審院(今日の最高裁)は、国体変

革の目的がなくても「自分の行為が共産党の役に立つ」という認識があれば処罰すると判決した(1931.5.21)。困っている友人に5円、10円のカンパをした。その友人が共産党だったら「ためにする行為」で有罪となる。裁判所は処罰対象の無限拡大にお墨付きを与えたわけです。

治安維持法による被検挙者は合計6万8508人にのぼった(1928〜45年。『内務省史』)。

この中に在日朝鮮人4800人が含まれているが、ほかに朝鮮総督府によれば朝鮮人思想犯が2万5636人(1931〜45年)いた。当時の状況からして共産党とシンパがこんなに多いわけではない。この数字は取締対象の無限拡大を示しています。

■弾圧の矛先は民主主義、自由主義、個人主義に向かう

太平洋戦争開始の翌年、

1942年2月17日、臨時思想実務家会(台)として全国の公安関係

判・検事が集められた。ここで池田克・司法省刑事局長が「民主主義、個人主義は共産主義の温床であり、培養体」だから、これと闘うのが諸君の任務だと訓示した。池田は三・一五事件の時の主任検事。こんな考え方はこれに始まったわけではないが、当時の権力側の姿勢をはつきり示すものです。横浜事件は以上のような流れの中で引き起こされたわけです。

■横浜事件の二つの端緒

1942年9月11日、神奈川県特高(特別高等警察)は、川田寿・定子夫妻を検挙した。川田夫妻は米国で労働運動を研究したり、関わったりして、寿氏は戦後、東京

地労委の事務局長から慶応大教授になった人。特高は夫妻を米国共産党員とみなしたので(「米国共産党員事件」)。当時は外国との交流の窓は横浜港と神戸港だったから、「危険思想を水際で阻止する」のが神奈川県警の任務だった。この事件とまったく無関係だ

が、その3日後9月14日に国際政治学者の細川嘉六氏が東京警視庁に検挙された。氏が総合雑誌『改造』の1942年8月、9月号に連載した論文「世界史の動向と日本」が治安維持法違反だという理由。しかしこの論文は情報局の検閲を通過して発表されたもの。それを陸軍報道部が共産主義的論文と攻撃したので警視庁が発禁にし、細川氏を検挙したのです。

一方、川田寿さんは検挙当時、世界経済調査会の研究者だった。その同僚の高橋さんが検挙され、芋づる式に研究会メンバーの検挙となった(「ソ連事情調査会事件」1943年5月)。

その中に平館利雄、西沢富夫という満鉄東京支社調査室員がいた。二人の家宅捜索から写真が出てきた。その写真は前年(1942年)の7月5〜6日に、細川嘉六氏が平館、西沢氏を含む編集者ら7名を、故郷、泊町の紋左旅館に招待した慰安会の写

真でした。特高はこの慰安会を共産党の再建準備会議とし、全員が映った記念写真を、再建会議の記念写真だとフレームアップに取りかかったのです。

その間、細川さんは捕まって取り調べを受けていたが、容疑を否認。論文も、もともと検閲を通ったものだから一年近く取調べても起訴できなかった。そこへこの写真が出てきたので、細川さんを警視庁から神奈川県警に移し、「細川を中心とする共産党再建準備会議事件」のねつ造が始まった。細川さんの論文は、党再建のマニフェストと位置付けられた。なぜ神奈川県警がこんなに大きな事件捏造に走ったか、その背景はまだ明らかではないが、少なくともゾルゲ事件という大手柄を立てた警視庁（東京）への対抗意識が暴走の一因だったと言えるでしょう。

### ■細川論文の本質は、朝鮮中国などアジア民族自決権の擁護

読めばわかることですが、細川

論文は特高たちが決めつけたような共産主義宣伝の論文ではなく、氏が年来主張してきたアジア諸民族の自決権尊重の論文です。民族自決を擁護しなければ、大東亜共栄圏の看板が泣くぞ、という指摘です。こうした主張は、細川さんだけでなく吉野作造、矢内原忠雄、石橋湛山らが述べてきたものです。ただこの時期にはそれを主張する人は少数になっていたのも事実ですが。

同じ『改造』で柳田謙十郎さんは植民地資源の獲得も力による関係国家の統合も、「世界の歴史的意志の顕現」ならば帝国主義ではない、という趣旨のことを書いています。これが当時の圧倒的多数でした（柳田さんは戦後反省して立派な活動をされましたが…）。

### ■司法の責任を問いたただす

以上、横浜事件の本質は、時の権力にとって都合の悪い思想を、拷問、捏造をやって弾圧したというところにあります。その思想が

共産主義と一線を画するものであっても問題にならない。先ほどの例でいうと、歯医者が患者の歯を治療したが、その患者が共産主義者だったから、歯医者は共産党を助ける「為にする行為」をしたので有罪、という論法です。

特高は残酷な拷問によって被検挙者に「自白」をさせた。本来裁判所はこういう虚偽を見破るべき責務があるのに、特高・検察の捏造をそのまま承認、有罪を宣告した。従って再審請求は、特高・検察の責任はもちろん、「裁判所の責任」を問いたただすものとして行われてきたものです。

### ■今後の展望

第一次再審請求以来、裁判所は口実を設けて事件の中身にふれることを避け続け（第三次高裁・中川決定は例外）、司法の責任から逃げ回ってきました。第四次で横浜地裁は初めて請求人側提出の諸証拠を「無実を言い渡すべき新証拠」と認め、拷問の事実や泊会議

が慰安会であったことを認定、さらに戦後裁判所の資料焼却、それを口実とした再審請求却下を批判した（2008年10月）。その後2月の公判を経て、3月の判決となりました。

判決は——「法的障害」があるので免訴というほかないが、刑事補償法によって申し立てがなされれば、次のことが可能になる。すなわち法の廃止や大赦という免訴事由がなければ無罪だという実体的判断ができ、その結果は官報や新聞によって公示される。不当拘留に対する刑事補償（小野さんの場合は、未決拘留834日）がなされ——るといふものです。

そこで私たちは刑事補償請求という新たな闘いの場を選ぶことにしました。この判決はそれほど遠くない時期になると思われますが、引き続きのご支援をお願いします。（文責・事務局）

講演要旨

第四次再審裁判から刑事補償へ

第四次再審請求弁護団主任弁護士 佐藤博史

横浜事件の捏造に利用された写真、細川先生が自著の印税で親しい編集者や研究者を自分の郷里である泊に招待した慰安宴会旅行で撮ったスナップ写真のなかの一枚でした。

私は実は10年ほど前、横浜事件の再審裁判請求の弁護団に加わる前に、妻とともにこの紋左旅館に宿泊し、細川先生の墓前にお参りしたことがあります。思えば、不思議な巡り合わせで、因縁を感じないでもありません。

■第三次による再審開始決定

さて、今から6年前、2003年4月に、私たちの第四次とは別途に再審請求を行っていた第三次請求に対し、横浜地裁で再審開始の決定が出されましたが、その理

由は、ポツダム宣言によって治安維持法が実質的に失効したことによるということでした。

再審開始決定は、私たちが求めていたものですが、しかしこの決定は、治安維持法が失効していなかったら、原判決通り有罪だという問題をのこしたままの再審決定でした（これに対し私たちの第四次は、横浜事件そのものが権力による捏造であり、被告人たちは無罪だということを正面から主張していました）。

このあと東京高裁の第二審ではこのポツダム宣言執行による再審開始論は否定されましたが、あわせて弁護団が提出していた、拷問による「自白」の信用性問題が取り上げられ、再審開始決定が下されたのです。

■最高裁で「免訴」確定

その後、第三次に対して再審公判が開かれましたが、2006年2月の判決は「免訴」でした。

理由は、原判決で適用された法（この場合は治安維持法）が廃止され、あわせて「大赦」が出されている場合は、旧刑法法では「免訴」とすると規定されているというのです。

この地裁判決は、次の高裁判決でもそのまま踏襲され（2007



▲7.4 報告集会で講演する佐藤弁護士

年1月)、さらに最高裁でも同じ理由で確定しました（2008年3月）。

■第四次も再審開始決定

第三次の再審開始決定により、第四次の再審の門も開かれました。昨年10月のことです。

その理由は、第三次の高裁決定にならって、自白は拷問によるもので共産党再建謀議という「泊会議」はなかった、というものでした。

しかもこの地裁の大島決定は、第一次請求の際、横浜地裁が、事件の一件記録は裁判所内で焼却され、したがって資料がないので審理のしようがないと他人事のように述べていたことをとらえて、裁判所の責任についても言及していました。

つまり、敗戦直後、米占領軍の進駐を前にして、横浜事件の裁判が行われている前後、まさにその最中に裁判所みずからが一件記録を焼却したのは、裁判所としてあ

り得べからざる行為として、その責任を指摘したのです。

### ■「無罪」求め刑事補償請求

この再審開始決定に対して検察側は控訴しなかったため、ただちに再審公判に移り、同じ横浜地裁の大島裁判長の下で、今年3月、再審公判が開かれました。「無罪」の判決が期待されましたが、やはり最高裁判決の壁は高く、判決は「免訴」となりました。

しかし、この判決は、すべての証拠を調べた結果、「免訴」とせざるを得ない法的障害（治安維持法の廃止と、大赦）さえなければ「無罪」であるべきものなので、刑事補償請求をすればそこではつきり無罪と判定することを明瞭に示唆していたのです。

この刑事補償というのは、冤罪で長期間拘束したことに対する国家による補償で、その設定理由からみても無罪の場合にしか適用されないのので、補償が行われれば無罪ということになります。

そこで今年4月30日、第四次で刑事補償請求を横浜地裁に提出し、続いて5月29日、第三次でも刑事補償請求を行いました。

### ■横浜事件と足利事件

ところで私は、横浜事件にかかわる前から、足利事件の弁護を行ってきましたが、横浜事件の第三次で再審決定を最初に出したY裁判長は偶然にも足利事件の裁判長と同一人物でした。ポツダム宣言による治安維持法の廃止という高裁で否定された理由ではありません



▲挨拶する右から横山、米澤、谷村弁護士

したが、少なくとも再審を決定した裁判長であるから、もっと話の判る良い人かと思っていたら、とんでもない人でした。菅家さんに対しても謝罪もしないでどなっていました。

足利事件ではこれまでDNA鑑定を認めないという司法の過ちが繰り返されました。それも何と4回もです！

足利事件も今回再審が決定しましたが、その内容の実情は事実と正面から向き合おうとしない納得のいかないものです。そして、菅



▲佐藤弁護士と同行、集会に参加して挨拶する菅谷さん

家さんが無罪になったその一方では、福岡で冤罪の方の死刑が司法の手で強引に執行されてしまったという現実があります。これはもう犯罪です。

司法の過ちという意味で、横浜事件も足利事件もその根元は同じです。細川嘉六先生が事件の捏造に対し最後まで権力に屈しなかった、その気骨のすごさを今に伝えて、現在もなお紋左旅館が当時のまま残っていることの意義は大きいと思います。(文責・事務局)



▲紋左旅館前の「横浜事件・端緒の地」の石碑をはさんで東京からの参加者の記念撮影

# 細川先生の思い出

——泊の阿部不二子さんに聞く

聞き手

「横浜事件・端緒の地」石碑建立委員

金澤 敏子

泊「横浜事件・端緒の地」石碑の建立委員のひとり、朝日町の阿部不二子さん（89）は、故細川先生夫妻と親交がありました。細川ご夫妻との思い出をうかがいました。



▶細川嘉六先生夫妻

●細川さんが眠る大安寺は、阿部さんの実家にあたりますね。

「私が生まれる1年前の大正7年に、細川さんはご両親のために、大安寺に墓を建てられました。

細川さんのお父さんは漁師で、お経がよく聞こえるところに墓を建てたいといわれて、お寺の御堂のいちばん近いところの、今の場所になったんです。3人兄弟の長男で親孝行。墓石の南無阿弥陀仏の字も細川さんが書かれたんです。いい字ですよ。私の母なんか、

細川さんと仲良しで、墓参りに来られたらお友達みたいに『嘉六さんいらつしやい。お茶飲まれませ』なんて、しゃべってました」

●阿部さんは細川さんに娘のように可愛がってもらったよつですね。

「細川さんとこ、子どもさんが



▲阿部不二子さん

らつしやらなかつたんです。それで、両親に連れられてよく遊びに行きました。細川さんからは『ふちゃん』と呼ばれて家族同様に可愛がってもらいました。私は新婚当時は東京住まいだったのでお家におじゃましました。世田谷にあった細川さん宅は広い敷地で、畑にはいろんな野菜を雇い人の人が作っていました。食糧難の時代でしょ、よく大根トマトなどの野菜を頂き助けてもらいました」

●細川家のお手伝いさんは地元の人だったとか。

「私の1歳年下のハツちゃんっていう名前の人なの。ハツちゃんとお私がおしゃべりしていると、奥様のサダさんが、方言の富山弁が面白いついていわれるし、細川さん

はふるさとを懐かしがっていらつしやる様子でしたよ。やさしいおじさんという感じで、あまりしゃべらなくて、禅問答みたいにひことポツリといわれるの。サダさんがおつしやっていたんです。が、細川さんとはかく本が大好きで、散歩の途中でも書店で気になった本を見つけると、足が動かなくなるんです。本を買い求めると、すぐ家に戻って読書されたそうです。学者さんでしたね」

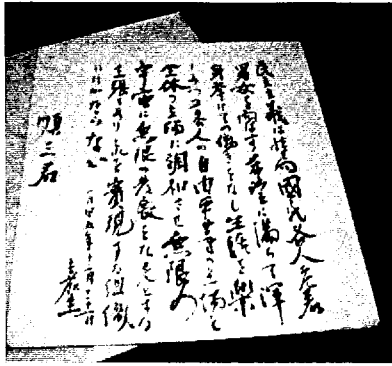
●阿部さんは、獄中の細川さんに届け物をされたそうですか？

「私、奥様に頼まれて、細川さんに綿入れの寝巻きを縫ってさしあげました。そしたら、獄中から奥様宛に便りがきて、『寝巻き着て元気にやっている。監獄で運動不足にならないように体操している』て、おつしやりました」

●阿部さん所有の細川さんの写真ですが、ご夫妻おそろいとは珍しいですね。

「確か、細川さんが亡くなってからだだと思います。私、一枚の写





▲細川嘉六さんの色紙

真も持つていなかっただので奥様に  
くださいとお願ひしたんです。細  
川さんの晩年の写真ですね。本当  
にそのまんまのお顔」

●阿部さんは、終戦の年の大晦日、  
昭和20年12月31日に細川さんから  
色紙を頂いたとか。

「夫と細川家に遊びにいつて、  
書いてもらいました。先生は色紙  
に、民主主義のことからはじまっ  
て、誰もが希望に満ちた自由平  
等な社会の実現のことを書かれ  
ました。毛筆が力強いですよ。そ  
の時細川さんは私たちに、「戦争  
終わって良かったがいぞ。日本  
が勝つとつたら大変なことになる  
がいぞ」って、一言だけ言われ

た。今でもよく覚えています」

●また、終戦の日がきますね。

「細川さんの願ひは、戦争のな  
い平和な世の中ですよ。戦争  
は勝つても負けても人が死ぬで  
しょ。だから戦争したらだめなん  
です。それしかないんです。人間つ  
て必ず繰り返すから。しっかりとし

## 刑事補償請求にあたって

### 意見書 小野新一さん

私の意見は、平成21年4月30日  
付刑事補償請求書のとおりです  
が、遺族の一人として改めて意見  
を申し述べます。

まず第一に、貴裁判所での第四  
次再審請求にいたって、初めて  
事件の内部に踏み込んで審理し、  
まっとうな判断に立つて再審開始  
の決定を下されたことに対し、心  
から感謝いたします。

とくに父たちに加えられた特高  
警察による言語に絶する拷問の事  
実を正面から取り上げ、そこから  
横浜事件の虚構を解明されたこと

ないのだめですね」

●戦後64回目の夏。今年もお盆が  
きます。

「今年もお墓参りしますよ。庭  
に咲いた盆花をお供えして手をあ  
わせます。私が生きている間は、  
細川さんご夫妻の墓守をすること  
が、私の務めと思っているの」

に深い感銘を覚えました。

父たちの受難の場面に繰り返し向  
き合うことは、遺族として辛いもの  
がありました。それによつて再審  
の扉が開かれたことを考えると、父  
たちの無念もいくらか晴れたのでは  
なからうかと思えます。

また、母が必死の思いで特高警  
察から取り戻したわが家のアルバ  
ムの写真が、「泊会議」の虚構を  
証明する有力な証拠としてようや  
く採用されましたことについて  
は、亡き母も泉下で喜んでい  
ると思えます。

裁判長におかれては、再審開始  
決定において実質無罪を言い渡さ

れ、つづく再審公判においても実  
質無罪の判定を明らかにしながら

も「法的な障害」があるため主文  
では「免訴」の判決を下されました。  
しかしその末尾において、刑事  
補償による救済の道があることを  
述べられ、その取り組みへといざ  
なつていただきました。

三度目の正直といえます。今度  
こそ、完全無罪の判定を切望して  
おります。

そのためには、法定限度額の補  
償がなされるべきだと思えます。  
二度にわたる横浜事件の審理に  
おいて、事件の虚構を完膚ないま  
でに明らかにされた裁判長とし  
て、ぜひともそれにふさわしい判  
定が下されることを期待しており  
ます。

最後に、周知のように横浜事件  
は父ひとりのもものではありません。  
横浜事件の犠牲者全員が救済  
されることを強く望みます。

### 意見書 齋藤信子さん

この度の刑事補償請求にあたり  
意見をのべよ、との書類を拝受致

しましたので、意見を述べさせて頂きます。

昨年11月30日の大島裁判長下での再審開始決定の内容は、日本の司法がはじめて真つ向から横浜事件に向き合つてくださり「実質無罪」を明確に言い渡して下さったと心から感謝しております。そして「よくぞここまで言及して下さった」「ああ、母が生きていたらどんなにか喜んだらう」と思いました。

それだけに今年3月の判決主文「免訴」は法的な障害のご説明も耳に入らないほどがっかりしてしまいました。「母だったらこの気持ちをなんと表現するのだろうか？」とこの意見書要請以来ずっと考えましたが答えがみつからず、母も信頼の厚かった支援する会の梅田氏に相談いたしました。氏のご助言を得て、ここに母の著作『横浜事件』三つの裁判』のあとがきの一部を引用させていただくことにいたしました。

「いつの世も、被害のしわ寄せは弱者である子供にかかってまいり

ます。横浜事件も戦後ご活躍の機会を得られた方々にとつては一過性

の重大事故のようなものであったかもしれないが、獄死された方のあるいは出所後直ぐに亡くなられた方の、又は私のように戦後生まれの子供たちが幼いうちに父を亡くした遺族たちは言うに言われぬ苦勞を致しました。私は家族としての事件体験者ですから、不当な判決に怒りこそすれ、私自身は傷つきも動揺もいたしません。しかし、当時まだ幼かった、あるいは戦後に生まれた子供たちは、事件にはなんの関わりもありませんし、世相の移り変わりの激しい中で、事態を理解できないのは当然です。世間の偏見にさらされ深く傷ついております。ご生前の西尾さんの奥様とお会いすると、二人の話題はいつもそのことでした。

私がりなりふりかまわず有罪取り消しを主張して止まないのは、遺児たちを横浜事件の桎梏から解放し、裁判所が有罪取り消しを公表し、国家機関が誤りを謝罪する以外の道はないからです。戦後50年たつても私達にとつて戦争はまだ

終わっておりません。』

一度は読んだはずでしたが、忘れていました。そうです、母からはよく出獄直後に亡くなられた相川さんや西尾さんの話を聞かされていきました。西尾夫人とは夫人が亡くなられるまで交流もありました。また母は世の中に心を開かず40歳をすぎて婚期を逸していた娘の私をどんなにか案じたのでしよう。

父が亡くなった後の母の苦勞、横浜事件再審にとりくんでからの母の勉強の日々と、繰り返された不当な棄却への怒りの強さがよみがえってまいります。私も今年は還暦を迎えました。

ここで父小野康人の口述書から兄が公判で朗読した父自身の言葉も引用させていただきたいと思えます。

《(共産主義再建の意図にもとづく泊会議) 本当にそういう事実があったのなら、(拷問も) 甘んじて受ける。なにもそういう事実はない。》

横浜事件の原点は今も私にとつ

てはこの父の言葉に尽きるのです。再審開始決定では事件の虚構性にも言及して下さり感動いたしました。そして思ったことはやはり、「母がここに立つてこの言葉を聞けたのならどんなにか喜んだらう」ということでした。

今となつては、判決中で道筋をつけてくださった刑事補償法での「完全無罪」と貴裁判長下で法定限度額の補償がなされること、そのことこそが戦後64年目にして横浜事件被害者全員が理不尽から解放され、真実を後世に残すことが出来る唯一の道であると思つていきます。同じ虚構の事件によつて苦しめられた原告全員の限度額全額補償を心から願っております。

### カンパを寄せて下さった方々

〈4月〉鈴木三男吉 石坂悦男  
永田誠 平山孝子  
〈5月〉森嶋伸弘 藤原一成伊藤  
千里 山川次郎  
〈7月〉岩波労組